

事前評価調書

I 事業概要																																																	
事業名	交通安全対策事業（自転車歩行者道設置）																																																
地区名	一般県道 <small>はちすかしらはません</small> 蜂須賀白浜線																																																
事業箇所	<small>つしましてらのちょう</small> 津島市寺野町地内始め																																																
事業のあらまし	<ul style="list-style-type: none"> ・本路線は、沿線に名鉄津島線<small>あおつか</small>青塚駅、<small>ひるま</small>蛭間小学校、<small>つしまひがし</small>津島東高校があり、とりわけ朝夕の通勤、通学時には著しく混雑している。 ・しかしながら、現道には歩道がなく、幅員も狭小であるため、自転車や歩行者が非常に危険な状況となっている。 ・そのため、本事業で自転車歩行者道を設置することにより、歩行者及び自転車の安全を確保するものである。 																																																
事業目標	【達成（主要）目標】 ① 歩行者及び自転車の安全確保 ② 危険通学路の解消 【副次目標】 -																																																
事業費	事業費		内訳																																														
	3.7 億円		■工事費 0.7 億円、■用補費 2.4 億円、■その他 0.6 億円																																														
事業期間	採択予定年度	平成 29 年度	着工予定年度	平成 29 年度	完成予定年度	平成 35 年度																																											
事業内容	・自転車歩行者道設置工 L=326m、W=3.5m																																																
II 評価																																																	
① 事業の必要性	1) 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・本路線の沿線には、名鉄津島線青塚駅、蛭間小学校、津島東高校等の施設があり、朝夕の通勤・通学時には多くの歩行者や自転車が通行するが、歩道が設置されておらず、自動車交通量も多いことから、非常に危険な状況になっている。 ・歩行者等と車両を分離し安全を確保するため、自転車歩行者道を設置する必要がある。 																																															
	判定	A A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 現状の課題から事業の必要性があると判断されるため。																																															
② 事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工程区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>工事 ・自転車歩行者道設置工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td colspan="2">→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="5">2.9</td> <td colspan="2">0.8</td> </tr> </tbody> </table>							H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	工程区分	調査・設計	←						→	用地補償		←					→	工事 ・自転車歩行者道設置工					←	→		事業費（億円）		2.9					0.8	
			H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35																																								
工程区分	調査・設計	←						→																																									
	用地補償		←					→																																									
	工事 ・自転車歩行者道設置工					←	→																																										
事業費（億円）		2.9					0.8																																										
判定	2) 地元の合意形成 <ul style="list-style-type: none"> ・地元及び学校から強い要望があり、地元の合意形成が図られる環境にある。 A A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性が期待できるため。																																																

Ⅲ 対応方針

事業実施が 妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
-----------------	--

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

事業実施前後の交通状況及び歩行者等の安全性の変化、危険通学路の解消状況。